

【参考】アンケート項目画面コピー

国土交通省 標準的な運賃に関するアンケート【運送事業者様向け】

* は、必須項目です。

以下のアンケートにご協力ください。
ブラウザの戻るボタンは使用しないでください。

一時保存

貨物自動車運送事業者の皆様へ

平素より国土交通行政にご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

平成30年に議員立法により貨物自動車運送事業法が改正され、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、法令を遵守して持続的に事業を営む際の参考となる運賃を示す「**標準的な運賃**」の告示制度が創設されました。

国土交通省では本制度に基づき、令和2年4月に「標準的な運賃」の告示を行ったところです。

この度、「標準的な運賃」の浸透・活用状況等の実態を把握するため、貨物自動車運送事業者の方を対象として、アンケートを実施することといたしましたので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、「標準的な運賃制度」に関する概要や地域別の運賃表については、以下のファイルをご参照ください。

[「標準的な運賃」に関する概要・運賃表（国土交通省資料）.pdf](#)

1. 貴社の概要をご回答ください

主な業務内容を以下の選択肢から選択してください。*

- 一般貨物自動車運送（特別積合せ貨物運送および貨物自動車利用運送を除く）
- 特別積合せ貨物運送
- 貨物軽自動車運送

2. 貴営業所の概要についてご回答ください。

(1) 貴営業所が所在する都道府県について、以下の選択肢からあてはまるものを選択してください。*

選択してください ▼

(2) 貴営業所の取引形態について、以下の選択肢からあてはまるものを選択してください。*

- 元請運送事業者
- 元請運送と実運送事業者の両方
- 実運送事業者

(3) 貴営業所の主な取扱品目について、最も多い品目を以下の選択肢から選択してください。*

- | | | |
|---|--|---|
| <input type="radio"/> 米・麦・穀物 | <input type="radio"/> 生鮮食品 | <input type="radio"/> 加工食品 |
| <input type="radio"/> 飲料・酒 | <input type="radio"/> 原木・材木等の林産品 | <input type="radio"/> 鉱石・砂利・砂・石材等の鉱産品 |
| <input type="radio"/> 鉄鋼厚板・金属薄板・地金等金属素材 | <input type="radio"/> 鋼材・建材などの建築・建設用金属製品 | <input type="radio"/> 壁紙・タイルなど住宅用資材 |
| <input type="radio"/> 金属部品・金属加工品（半製品） | <input type="radio"/> セメント・コンクリート・コンクリート製品 | <input type="radio"/> ガソリン・軽油など石油石炭製品 |
| <input type="radio"/> 合成樹脂・塗料など化学性原料 | <input type="radio"/> 医薬品 | <input type="radio"/> その他の化学製品 |
| <input type="radio"/> 紙・パルプ | <input type="radio"/> 糸・反物などの繊維素材 | <input type="radio"/> 衣類・布団などの繊維製品 |
| <input type="radio"/> 日用品 | <input type="radio"/> 書類・印刷物 | <input type="radio"/> プラスチック製部品・加工品、ゴム製部品・加工品 |
| <input type="radio"/> 機械ユニット・半製品 | <input type="radio"/> 精密機械・生産用機械・業務用機械 | <input type="radio"/> 家電・民生用機械 |
| <input type="radio"/> 完成自動車・オートバイ | <input type="radio"/> 再生資源・スクラップ | <input type="radio"/> 廃棄物 |
| <input type="radio"/> 宅配便・特積み貨物 | <input type="radio"/> 空容器・返送資材 | <input type="radio"/> その他 |
| | | <input type="text"/> |

2. 貴営業所の企業規模についておたずねします。

(4) 貴営業所の車種別の保有車両台数について、以下の選択肢からあてはまるものを選択してください。*

※0台の場合は、「5台以下」を選択してください。

	5台以下	6～10台	11～20台	21～30台	31～50台	51～100台	101台以上
貨物軽自動車	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
普通（車両総重量3.5t未満）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
準中型（車両総重量3.5 t 以上7.5t未満）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
中型（車両総重量7.5t以上11t未							

小型（車両総重量11t未満）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
大型（車両総重量11t以上）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
トラクタ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(5) 貴営業所の従業員数について、以下の選択肢からあてはまるものを選択してください。*

- ~10人
- 11~30人
- 31~50人
- 51~100人
- 101人以上

3.標準的な運賃についておたずねします。

◆標準的な運賃とは・・・

令和6年4月から働き方改革関連法に基づき、トラックドライバーの時間外労働の上限規制（年間 960 時間）が適用されます。

長時間労働、低賃金等によりトラックドライバーが確保できず、重要な社会インフラである物流が滞ってしまうことのないよう、事業者が人材を確保し、法令遵守を徹底し、持続的なトラック輸送を維持するために、貨物自動車運送事業法が改正され、国土交通省は、令和2年4月、事業者が法令を遵守して持続的に事業を行う際の参考となる運賃として「標準的な運賃」を定めました。

標準的な運賃により、事業継続に必要なコストに見合った対価を収受することが期待されます。

なお、本アンケートでの「標準的な運賃」とは、運送の役務に対する対価を示し、料金（待機時間料、積込・取卸料、附帯業務料）や実費（高速道路利用料、フェリー利用料、燃油サーチャージ等）は含みません。

[「標準的な運賃」に関する概要・運賃表（国土交通省資料）.pdf](#)

(1) 「標準的な運賃」についてご存知でしたか。

*

- 知っていた
- 知らなかった

「標準的な運賃」についてご存知であるご回答された方にお伺いいたします。

(2)認知状況について、最も当てはまるものを選択してください。*

- 「標準的な運賃」の金額や原価計算の方法などすべて理解している
- 「標準的な運賃」の金額についてのみ理解している
- 「標準的な運賃」の原価計算の方法についてのみ理解している
- 「標準的な運賃」という名称のみ知っている・聞いたことがある
- その他

国土交通省地方運輸局等・運輸支局、全日本トラック協会・各都道府県トラック協会では、「標準的な運賃」に関する説明会やセミナーを実施しております。（※）

(3)このような説明会やセミナーに参加されたことはありますか。*

- 説明会やセミナーに参加した
- 全日本トラック協会による解説動画を観た
- 説明会やセミナーには参加していない

※国土交通省と全日本トラック協会とで共同作成をした解説書「一般貨物自動車運送<業に係る標準的な運賃の届出に向けて」を用いた事業者様向け説明会を令和2年8月～12月にかけて実施いたしました。その後は、各運輸局等・運輸支局、全日本トラック協会・各都道府県トラック協会において説明会や全日本トラック協会主体の「標準的な運賃」活用（普及）セミナーを開催しております。

4.標準的な運賃の活用状況

(1)標準的な運賃の原価計算方法を考慮した自社運賃の原価計算についておたずねします。*

- 原価計算を実施した
- 原価計算を実施していない
- 現在計算中である

5.荷主様との運賃交渉状況

(1)荷主様へ新たな運賃（標準的な運賃または標準的な運賃を考慮した自社運賃）を提示しているらっしゃいますか。*

- 標準的な運賃を提示している
- 標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している
- 新たな運賃は提示していない（既存の自社運賃を継続）

荷主様へ「標準的な運賃を提示している」または「標準的な運賃を考慮した自社運賃を提示している」とご回答された方におたずねします。

(2) 待機時間料、附帯業務料金、高速道路料金、燃料サーチャージ等は別途項目を規定しているでしょうか。

待機時間料（荷待ちに対する料金）*

- 別途規定している していない

積込・取卸料*

- 別途規定している していない

附帯業務料金（荷造り、保管、仕分け、代金の取立て及び立替え等）*

- 別途規定している していない

高速道路料金*

- 別途規定している していない

燃料サーチャージ*

- 別途規定している していない

その他

「その他」の項目がある場合は内容をご記入ください。

- 別途規定している していない

(3) 新たな運賃（標準的な運賃または標準的な運賃を考慮した自社運賃）に対する荷主様の対応状況についておたずねします。

*

- 理解を得られた
 一定の理解を得られた
 現在交渉中
 理解を得られなかった
 その他

6.運輸局等への運賃の届出状況についておたずねします。

(1) 令和2年4月以降、標準的な運賃に関する運賃料金設定（変更）届出を行いましたか。*

- 標準的な運賃で変更届出をおこなった
- 標準的な運賃を考慮した自社運賃で変更届出をおこなった
- 標準的な運賃で新規設定届出をおこなった
- 変更届出をしていない（運賃の変更をしていない）

「標準的な運賃で変更届出をおこなった」または「標準的な運賃を考慮した自社運賃で変更届出をおこなった」とご回答された方におたずねします。

(2) 届出運賃による事業の改善状況についておたずねします。

以下の選択肢から当てはまるものすべて選択してください。【複数回答可】*

- 賃金を改善した
- 車両を更新した
- 附帯作業の削減をした
- その他
- 特に改善した点はない

「標準的な運賃」の告示において、
燃料サーチャージについては別建てで収受することを規定しております。

(3)燃料サーチャージの届出状況についておたずねします。*

- 燃料サーチャージの届出をおこなった
- 燃料サーチャージの届出をおこなっていない

7.その他、標準的な運賃制度に関するご意見等があれば、ご回答ください。